

愛川ブランド取扱店登録制度

—愛川ブランドで、愛川町とあなたの店舗を一緒にPRしませんか?—

◆愛川ブランド取扱店登録制度とは…?

愛川ブランド認定品を取り扱う販売店及び飲食店等（以下「店舗」という。）を『愛川ブランド取扱店』として町に登録していただき、店舗と町が一緒になって、愛川ブランドのPRを行い、愛川ブランドに関する認知度の向上を図る制度です。



◆愛川ブランド取扱店の特典は…?

- (1) 町ホームページ等の町広報媒体で、取扱店の情報を発信します。
- (2) 町から、店頭でPRしていただくための販促物（愛川ブランドのパンフレット、専用ののぼり旗など）を無償で提供します。

◆愛川ブランド取扱店の登録要件は…?

取扱店の登録をする店舗は、次に示す要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 本登録制度の目的に賛同し、積極的に愛川ブランドを活用し、PRする意欲があること。
- (2) 愛川ブランドのいずれか1品以上を常時又は定期的に取り扱っていること。
- (3) 登録内容を町のホームページや広報等により紹介されることを承諾すること。
- (4) 愛川ブランドのPR活動及び店頭での売れ行き等の消費動向の情報収集に協力できること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守していること。
- (6) 愛川ブランドであることをわかりやすく表示し、取扱いや販売を行うこと。
- (7) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

◆愛川ブランド取扱店の登録方法は…?

『愛川ブランド取扱店登録制度要綱』に基づき、町に申請書を提出してください。
登録が完了した場合、登録通知書と取扱店証を町から取扱店に交付します。

◆その他詳しい要件は…?

その他詳しい要件は、町ホームページで公開している『愛川ブランド取扱店登録制度要綱』をご覧ください。また、対象となる愛川ブランド認定品も町ホームページをご覧ください。



愛川ブランド
で、あなたの
お店をPR☆

《お問い合わせ》

愛川町 総務課 広報・シティセールス班
TEL046-285-2111（内線 3221）
MAIL: koho@town.aikawa.kanagawa.jp

愛川ブランド取扱店登録制度 Q&A

Q1 町外に店舗の所在地があっても、愛川ブランド取扱店に登録できますか。

A1 店舗の所在地は町内に限りません。町外でも登録可能です。

Q2 愛川ブランドのいずれか1品以上を常時又は定期的に取り扱っていることとありますが、『定期的』の定義を教えてください。

A2 『定期的』とは、販売曜日（例：毎週水曜日にのみ入荷・販売）、販売期間（例：毎年10月～4月に販売）が一定しており、消費者に購入可能日が明確に表示できる場合を指します。

Q3 町から提供される販促資材は、具体的にどのようなものですか。

A3 愛川ブランドの商品説明が書かれたパンフレット、ポスター、店頭を設置するのぼり旗です。

Q4 オンラインショップは、愛川ブランド取扱店の登録対象になりますか。

A4 Q3で回答した販促物を設置できることを念頭に置いておりますので、基本的に実店舗が対象です。オンラインショップでの登録を希望される場合は、個別にご相談ください。

Q5 取扱店における愛川ブランドのPRとは、具体的にどのようなものですか。

A5 町から提供される販促物を店頭を設置するほか、お客様からの問合せに愛川ブランドの説明を行うなど、店舗運営の中で、愛川ブランドのPRを行うものです。

【愛川ブランドの説明例】

愛川ブランドは、愛川町で作られ、町内外に町の魅力を伝えることのできる産品として、愛川町が認定した28品です。野菜、卵、豚肉、日本酒、繊維製品など、豊富なラインナップで、愛川町ホームページでもその詳細を確認できます。

Q6 取扱店の登録期間はありますか。

A6 取り扱っている愛川ブランドの認定期間が終了したときです。

Q7 取扱店の取扱品目、連絡先など、登録情報が変わった場合はどうすればよいですか。

A7 町指定の様式で、変更内容を町に提出願います。

Q8 1事業者で複数の店舗を経営し、全ての店舗で同一の愛川ブランドを取り扱っている場合、店舗ごとに申請が必要ですか。

A8 店舗ごとに来客数・愛川ブランドの取扱量等が異なるため、原則、店舗ごとに申請が必要です。

Q9 愛川ブランドの消費動向等の情報収集とは何ですか。

A9 店頭での愛川ブランドの売れ行き、お客様の反応について調査協力を依頼する場合があります。

第1号様式（第3条関係）

愛川ブランド取扱店登録申請書

年 月 日

愛川町長 殿

申請者 事業者名（店舗名又は法人名）

代表者役職・氏名

住所

電話

愛川ブランド取扱店登録制度要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

店舗（事業者）名		
店舗（事業者）代表者名	代表者役職	氏名
店舗（事業者）所在地	〒	
店舗連絡先	TEL	店舗営業時間
店舗担当者		定休日
店舗メールアドレス		
店舗への年間来客数	人／年	
店舗種別	スーパー・百貨店・個人商店・その他（ ）	
ウェブサイト URL		
取扱いのある 愛川ブランド認定品 (別紙で添付も可)	・ 認定品名称 ・ 認定品取扱量（年間） 個 ・ 取扱い頻度 常時・（その他 ）	

《愛川ブランド取扱店》町ホームページに掲載する店舗情報

【店舗名】

※申請書と同時に、愛川町ホームページに掲載する店舗情報の記入をお願いいたします。
※この他に、店舗・売り場の様子が分かる写真を下記まで送付願います。
総務課 広報・シティセールス班 koho@town.aikawa.kanagawa.jp

1 お店のPR

自身の店舗のPRをお書きください。

[]

2 取扱っている愛川ブランド認定品の魅力

認定品を取扱っている理由、認定品の良さなどの認定品の魅力をお書きください。

[]

3 愛川町の魅力

愛川町の良いところ、気に入っているところなどの魅力をお書きください。

[]